

7-1 実現化に向けた基本的な考え方

本市の将来都市像「四季の風薫る 健幸で魅力あるまちづくりを目指して」の実現に向け、全体構想及び地域別構想において分野別・地域別のまちづくりの方針を掲げました。

ここでは、まちづくりの実現に向けた基本的な考え方を、都市計画マスタープランの意義を踏まえながら、基本的な考え方として整理します。

(1) 「協働のまちづくり」に関する基本的な考え方

都市計画マスタープランによって、市民、事業者及び行政が、目指すべきまちの将来像を共有することで、各主体の円滑な合意形成のもとで具体的な方策を進めることを促します。

本市では、市民、事業者及び行政が、相互に特性を生かし、補い合いながら、それぞれの役割と責任を担い、知恵や力を出し合ってまちづくりに取り組む「協働のまちづくり」を目指します。

(2) 目指すべきまちの将来像に関する基本的な考え方

都市計画マスタープランは、市が定める最上位計画である総合計画を実現するための都市計画分野の計画であり、目指すべきまちの将来像は、概ね 20 年後の将来を見据えたものです。

本市では、本計画に基づき、都市計画制度を積極的に活用するとともに、産業、環境、福祉等の他の分野との連携等、庁内外の連携を強め、まちの将来像の実現を目指します。

(3) 「施策の推進」に関する基本的な考え方

都市計画マスタープランは、目指すべきまちの将来像を実現するための都市計画の決定や変更の方針等を示した計画であり、都市計画行政の行動指針となります。

本市では、本計画に基づき、都市全体として総合的かつ一体的なまちづくりを進めるために、的確な施策の推進を目指します。

※時代の変化への対応に関する基本的な考え方

都市計画マスタープランは、市の現時点での実情を踏まえ、将来にわたる計画を示すものであり、今後の時代の変化等によっては、実情に適合しなくなる可能性があります。

このため、社会経済情勢の変化や総合計画等の上位計画の見直し、今後新たに作成される計画との整合を見極めながら、必要に応じて計画内容を変更するなど、常に市の実情に即した計画となるように配慮します。

7-2 実現化に向けた取組

より良いまちづくりを実現するためには、行政による主体的な取り組みに加え、市民及び事業者を含めた協働の取り組みが不可欠といえます。以下に、行政が主体的に実施すべき取り組みと市民及び事業者の参画が期待される協働に向けた取り組みについて示します。

(1) 「協働のまちづくり」に関する取組

協働のまちづくりにあたっては、「共通の目標・目的を持つこと」「自主性を尊重すること」「立場の違いを認め、理解し合うこと」「役割分担を明確にすること」が必要です。お互いの立場と役割を理解しつつ、同じ目標の実現に向けて、各々が自ら主体的に取り組むことが求められています。

○市民、地元組織等の役割

市民には、まちづくりの主役として、特に、地域に密着したまちづくりの取り組みへの主体的な参画が期待されます。

自治会やまちづくり協議会等の地域内組織、NPO 等の地元組織が主体となった、世代間の垣根を越えた地域ぐるみのまちづくり活動等の取り組みが望ましい姿であると考えられます。

また、全市的なまちづくりにおいても、行政の取り組みに対する積極的な参画が期待されます。

○事業者（経済団体、民間企業等）の役割

経済団体には、地域産業の課題やその解決策の提案と、それを踏まえた行政機関との連携、民間企業との連携等の取り組みが期待されます。

民間企業には、社会経済情勢や地域特性、市民ニーズの把握のほか、創造力と豊かなアイデアやノウハウ、情報力、時代にあった民間の経営感覚を活かした新たな施策への取り組みが期待されます。

取り組みの推進にあたっては、周囲に及ぼす影響への配慮と、行政や市民との協力体制の構築、事業者間の連携等が望まれます。

○行政の役割

行政は、全市的なまちづくりにおいて主導的な役割を担う一方、地域のまちづくりにおいては、市民や事業者の活動に対する支援の役割を担います。

まちづくりにおける行政の役割を推進するため、行政内における連携体制、市民や事業者への支援体制の強化を図ります。

(2) 「目指すべきまちの将来像の実現」に関する取組

目指すべきまちの将来像の実現に向け、市民及び来訪者の各々のニーズや施策実施による効果を見極めた的確な取り組みに努めます。また、行政による推進体制の構築や財源の確保に関して、以下とおり取り組みます。

○庁内連携体制の強化

都市計画の施策は、産業、観光、教育、文化、福祉、環境、防災等の様々な分野に密接な関わりがあります。例えば、都市計画道路の整備については、産業振興、交流機会の充実、防災基盤の充実等に効果がある一方、周辺の自然環境や住環境、埋蔵文化財等にも配慮する必要があります。

そのため、都市計画に関わる施策の適切な実施に向けて、幅広い部門との連携が行えるように、庁内連携体制の強化に努めます。

○関係機関への働きかけ

都市計画決定権限の市町村への移譲拡大等、都市計画の地方分権が進められています。しかし、これまでに国や県等に蓄積された情報や経験を踏まえた、より適切な施策の展開が必要であり、これからも、国や県等の関係機関に対する協力要請等の働きかけを行います。

今後、限られた財源の中で効率的な都市運営を行っていく必要がある中で、国や県等が主体的に進めるべき広域的な調整が必要な都市計画については、市民の意向を踏まえながら、適切な要望等の働きかけを行います。

○的確な施策と財源確保

本市では、厳しい財政状況に配慮した効率的な予算配分を行うことが求められています。目指すべきまちの将来像の実現に向け、選択と集中による優先性や、効果を見極めた的確な施策の実施に努めます。また、公共施設等総合管理計画に基づく既存施設の有効活用や、民間活力の活用等も検討するとともに、国や県の交付金制度等の活用についても検討しながら進めていきます。

(3) 「施策の推進」に関する取組

より良いまちづくりのためには、施策の評価を今後の施策に反映させることが重要です。まちづくりにおいては、計画（Plan）を、実行（Do）に移し、その結果や成果を点検・評価し（Check）、改善し（Act）、次の計画（Plan）へとつなげていく、計画の進行管理の仕組み（PDCAサイクル）をつくり、遂行していくことが必要です。

特に、都市計画は、短期的にその効果が現れるものもありますが、一方では、長い時間かけて取り組む必要があるものもあり、その間に社会情勢等が変化する可能性があります。目標を実現していく過程で適正に進行管理し、進捗状況を明らかにするとともに、必要に応じて、見直しを含む適切な施策判断をする必要があります。

具体的なP D C Aの例

